



県外で乳児健診を受診した場合の助成申請の流れ

【令和5年度】
(保護者用)

1 県外の医療機関で受診します

【持ち物】

- ① 母子保健のしおり(乳児一般健康診査依頼票、4か月児・10か月児健診結果票)
※事前に依頼票裏面の『問診項目』、結果票の太線内、『お母さんの問診票』
『健やか親子21追加問診項目(黄色 4か月のみ)』を記載下さい
- ② 医療機関への説明文書
- ③ 健診費用(医療機関、健診内容によって異なります。費用は全額お支払いください。)

2 助成申請の書類をチェックします

- ① 4か月児・10か月児健診結果票「A」・「B」
 受診した健診内容の結果はすべて記載されていますか？
 健診の受診日は記載されていますか？
 医療機関の名称は記載されていますか？
- ② 医療機関が発行した領収書及び明細書
 健診の受診日と、領収書の日付は一致しますか？
 医療機関の名称が記載されていますか？
- ③ 乳児一般健康診査県外受診費助成申請書(県外受診申請の際に市が交付した書類)
 申請者・振込先預金口座名義人の氏名は、それぞれ申請者さんご本人の氏名と同じですか？
※申請者と振込先預金口座名義人が異なる場合は、委任状が必要です
※申請者と口座名義人が同じ場合でも、氏名変更がある場合(口座名義人の氏名が旧姓など)は、氏名変更が分かる書類(下記①～②のいずれか一つ)の提出が必要です
①申請者の運転免許証の写し(表面と裏面の両面) ②申請者の戸籍謄本の写し
 申請者(保護者)の住所、氏名、電話は申請者本人がご記入(自署)ください
※代理人が記入する場合は、押印(スタンプタイプの印鑑は不可)が必要です
- ④ 健やか親子21追加問診項目(黄色 4か月のみ)
 問診はすべて記載されていますか？

乳児健診に係る費用は、全額医療機関にお支払いください。その際発行される領収書は、必ず申請に必要です。

3 最寄りの保健センターに申請書類を提出します(郵送でも可能です)

- ① 受診後、速やかに申請書類を最寄りの保健センターに提出、又は郵送してください
- ② 複数回分をまとめて申請する場合は、月ごとにまとめて、その翌月の早い時期に申請してください

受診後は、速やかに申請書類を提出してください。
申請が遅れると助成を受けられない場合があります。

